

2016年07月15日

## 9月から障害年金に新指針 地域差是正へ厚労省

厚生労働省は15日、障害年金の支給・不支給判定に大きな地域差がある問題を受け、是正のための新たなガイドライン（指針）を9月1日から導入すると発表した。

対象となるのは、精神・知的・発達障害のある人。過去に不支給と判定された人が新指針に基づいて審査してほしいという場合は、改めて申請できる。一方、既に受給中の人更新時の審査で新指針の適用によって支給停止になってしまう場合は、障害の状態が以前と変わらなければ、当面、停止を見送る。

指針は障害者の生活能力を数値化し、その数値を年金額の等級判定の目安とするのが主な内容。障害年金では、日本年金機構の判定にばらつきがあり、不支給とされる人の割合に都道府県間で最大約6倍の差があることが判明。居住地によって年金を受け取れたり、受け取れなかったりする不公平が生じている。

### 『ガイドラインから一部要約』

#### ○障害等級の判定における再認定時の留意事項

下位等級への変更や2級（又は3級）非該当への変更を検討する場合は、前回認定時の障害状態確認届（診断書）や照会書類等から認定内容を確認するとともに、受給者や家族、診断書作成医への照会を行うなど、慎重に診査を行うよう留意する。

#### ○既に障害給付等を受給している者への対応

(1) 既認定者にガイドラインを最初に適用して等級判定を行う時期は、既認定者が額改定請求をした場合等を除き、ガイドライン施行後に初めて到来する再認定時とする。

(2) 既認定者の再認定にあたって、既認定者の障害の状態が従前と変わらない場合については、当分の間、等級非該当への変更は行わないことを基本とする。

○〔表2〕総合評価の際に考慮すべき要素の例

【就労状況】

- ・ 就労系障害福祉サービス（就労継続支援A型、就労継続支援B型）及び障害者雇用制度による就労については、1級または2級の可能性を検討する。就労移行支援についても同様とする。
- ・ 障害者雇用制度を利用しない一般企業や自営・家業等で就労している場合でも、就労系障害福祉サービスや障害者雇用制度における支援と同程度の援助を受けて就労している場合は、2級の可能性を検討する。

注：『可能性を検討する』とは該当するという意味ではなく、就労しているととらえるが、支援の度合いを鑑みて無下に非該当にはしない…という意味です。支援の内容、状況が的確に詳細に記載されている必要があります。

また16-8 日常生活状況（照会） 詳細な日常生活状況を把握するための照会文書の作成は、ソーシャルワーカー（精神保健福祉士）が関与することが想定されるため、適切な対応が求められます。